

憲法前文は「解釈上の指針」

政府委員(大出峻郎君)

日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っている・・・政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところ

(131 - 参 - 予算委員会 - 3号 平成06年10月18日)

政府委員(角田禮次郎君)

・・・前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針として、これまた重要な意味を持っている

(96 - 参 - 予算委員会 - 6号 昭和57年03月12日)